

## 令和4年度新潟県公立高等学校 入学者選抜要項の主な改訂点

新潟県教育庁高等学校教育課

### 事務日程の改訂点

- 1 「令和4年度新潟県公立高等学校入学者選抜事務日程」について、3月29日（火）及び3月30日（水）に、「特別追検査追加募集」に係る日程を追記した。

### 基本方針の改訂点

- 2 p.1 I 基本方針「第1 入学者の選抜方法等」1, 2について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>1 (略) (2) 一般選抜（<u>本検査</u>、<u>追検査</u>、<u>特別追検査</u>）</p> <p>2 学力検査及び学校独自検査の問題は、<u>令和元年度及び2年度の学習内容については平成20年に告示された中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）を基準とし、令和3年度の学習内容については平成29年に告示された中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）を基準として、中学校教育の実情を勘案して作成する。</u>  <u>なお、中学校学習指導要領には、「平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件」（平成29年文部科学省告示第94号）により定められた学習内容を含むものとする。</u></p>	<p>1 (略) (2) 一般選抜</p> <p>2 学力検査及び学校独自検査の問題は、平成20年に告示された中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）を基準として、中学校教育の実情を勘案して作成する。          なお、中学校学習指導要領には、「平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件」（平成29年文部科学省告示第94号）により定められた学習内容を含むものとし、出題に際しては「令和3年度新潟県公立高等学校入学者選抜一般選抜学力検査の出題範囲から除く内容」（付表3）で示した内容を出題範囲から除く。</p>

- 3 p.2 I 基本方針「第6 一般選抜」2, 3, 5について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>2 学力検査の<u>本検査</u>は、(略)</p> <p>3 (略) 学校独自検査の<u>本検査</u>は、令和4年3月4日（金）に実施する。ただし、定時制の課程においては、<u>学力検査の本検査当日</u>に実施する。</p> <p>5 (略) ただし、定時制の課程においては、<u>学力検査の追検査当日</u>に実施する。</p>	<p>2 学力検査は、(略)</p> <p>3 (略) 学校独自検査は、令和3年3月5日（金）に実施する。ただし、定時制の課程においては、一般選抜学力検査当日に実施する。</p> <p>5 (略) ただし、定時制の課程においては、一般選抜学力検査の追検査当日に実施する。</p>

- 4 p.2 I 基本方針「第8 海外帰国生徒等特別選抜」1, 2について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>1 一般選抜，欠員補充のための2次募集の検査日において，（略）</p> <p>2 <u>海外帰国生徒等特別選抜の本検査，追検査及び特別追検査は，それぞれ一般選抜の本検査，追検査及び特別追検査の検査日に実施する。</u>なお，<u>欠員補充のための2次募集の検査日に行う選抜</u>において，追検査等は実施しない。</p>	<p>1 一般選抜，欠員補充のための2次募集において，（略）</p> <p>2 一般選抜の検査日に行う選抜において，追検査は実施するが，欠員補充のための2次募集の検査日に行う検査において，追検査は実施しない。</p>

### 特色化選抜の改訂点

5 p.3 II 特色化選抜「第2 出願資格」1，2について，次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>1 (2) (略)</p> <p>(注) <u>秀でた実績とは，特色化選抜を実施する各学校が示す具体的な分野において，別に公示する出願時までの中学校在学中における実績要件に該当する活動をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 出願資格における実績要件について不明な点がある場合や，<u>新型コロナウイルス感染症の影響により実績要件に係る大会等が中止になった場合</u>，中学校長は新潟県教育庁高等学校教育課と協議すること。</p>	<p>1 (2) (略)</p> <p>(注) 秀でた実績は，特色化選抜を実施する各学校が示す具体的な分野において，出願時までの中学校在学中における実績とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 出願資格における実績要件について不明な点がある場合，中学校長は新潟県教育庁高等学校教育課と協議すること。</p>

6 p.4 II 特色化選抜「第3 出願」4，5について，次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>(削除)</p> <p>4 「特色化選抜推薦書」の提出に当たっては，<u>推薦書中のそれぞれの大会名・コンクール・検定試験・地域や社会に関わる取組等の項目において，本人が出場，発表，取得，実践したこと等を証明する次の(1)～(6)のいずれかの書類を添付すること（複数提出可）。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>コンクール等で受賞等した際の賞状</u></p>	<p>4 「成績一覧表」（様式2）は，新潟県教育委員会が中学校に配付する。ただし，県外中学校を卒業する見込みの者の「成績一覧表」は，当該都道府県等で成績一覧表の作成に関する規定及び様式が定められている場合，当該規定及び様式によることができる。</p> <p>5 「特色化選抜推薦書」の提出に当たっては，「推薦理由」を，必ず記載すること。</p> <p>なお，「主な実績」及び「添付書類」には，中学校在籍時の活動で関係するものがある場合には，記入できることとする。記入する場合は，推薦書中のそれぞれの大会名・検定試験・地域や社会に関わる取組等の項目において，本人が出場，取得，実践したこと等を証明する次の(1)～(5)のいずれかの書類を添付すること（複数提出可）。</p> <p>(略)</p>

<u>の写しや、出品した研究作品等</u> <u>5 (略)</u> <u>(削除)</u>	6 (略) (5) 「成績一覧表」の提出については、Ⅲ一般選抜「第3 出願」の5(2)によること。
--	--

7 p.4 Ⅱ 特色化選抜 「第4 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請」1について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
1 (略) <u>(削除)</u>	1 (略) なお、調査書の「健康の状況に関する特記事項」に「特別措置実施申請」と記載すること。

8 p.5 Ⅱ 特色化選抜 「第6 入学者の選抜方法」2について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 高等学校長は、「特色化選抜推薦書」，「調査書」，「面接の結果」を， <u>面接以外の検査を実施する高等学校長においては、これに加えて「当該検査の結果」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を選抜する。</u>	2 高等学校長は、「特色化選抜推薦書」，「調査書」，「面接の結果」及び面接以外の検査を実施する学校，学科においては「当該検査の結果」を資料とし，「入学者選抜会議」の審議を経て，入学者を選抜する。

9 p.5 Ⅱ 特色化選抜 「第8 新型コロナウイルス感染症対策のため受検ができない者」を，次のとおり追記した。

**第8 新型コロナウイルス感染症対策のため受検ができない者**

新型コロナウイルス感染症に罹患，または罹患しているおそれがある者は，受検ができない。  
 なお，特色化選抜において，追検査は実施しない。

※ 詳細は別に定める。

**一般選抜の改訂点**

10 p.10 Ⅲ 一般選抜 「第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請」1について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
1 (略) <u>(削除)</u>	1 (略) なお、調査書の「健康の状況に関する特記事項」に「特別措置実施申請」と記載すること。

11 p.14 Ⅲ 一般選抜 「第14 新型コロナウイルス感染症対策のため本検査の受検ができない者」を，次のとおり追記した。

**第14 新型コロナウイルス感染症対策のため本検査の受検ができない者**

新型コロナウイルス感染症に罹患，または罹患しているおそれがある者は，受検ができない。  
 なお，特色化選抜において，追検査は実施しない。

※ 詳細は別に定める。

12 p.14 Ⅲ 一般選抜 「第15 追検査」1について、次のとおり追記した。

(2) 上記「第14 新型コロナウイルス感染症対策のため本検査の受検ができない者」により、本検査の一部または全部を受検できなかった者のうち、追検査当日に新型コロナウイルス感染症に罹患しているおそれがないと認められる者。

※ 詳細は別に定める。

13 pp.15-18 Ⅲ 一般選抜 「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」について、次のとおり改訂した。

改訂後

**第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査**

1 対象者

令和4年度新潟県公立高等学校入学者選抜一般選抜に出願したが、次の(1)～(3)の理由により、本検査及び追検査を受検できなかった者。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中であったこと。
- (2) 保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請され、かつ検査当日に症状があったこと。
- (3) 入学者選抜に伴い一時帰国又は本帰国をし、日本入国後14日（又は厚生労働省等が別に定めた期間）以内であったこと。

2 募集人数

若干人（本検査・追検査及び特別追検査の合格者数の合計が、学校・学科ごとの募集人数を超える場合がある。この場合、超えることのできる人数の上限は、募集学級数と同数とする。）

3 特別追検査を実施する会場

志願先高等学校とする。

4 受検手続

(1) 中学校長は、特別追検査の受検を希望する者が出た場合には、志願先高等学校長に、直ちに電話で報告する。特別追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、中学校長から報告された欠席事由等を、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長（新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長）に報告し、特別追検査の受検について協議する。高等学校長は、協議の結果を、電話で中学校長に報告する。

(2) 中学校長は、電話で特別追検査の受検希望を志願先高等学校長に報告後、「一般選抜（本検査及び追検査）における欠席理由書及び特別追検査受検願」（様式9）に欠席する理由等を記入し、医師の診断書等、理由を証明する書類とともに、令和4年3月10日（木）の午後4時までに、志願先高等学校長に提出すること。

なお、理由を証明する書類等が添付できない場合には、欠席の理由等を記入した副申書（様式自由）を提出すること。

(3) 県外からの志願者が特別追検査の受検を希望する場合も、在籍する中学校長から志願先高等学校長へ電話での報告を原則とするが、中学校長からの電話での報告が難しい場合は、保護者が電話で報告することができる。ただし、この場合でも、中学校長は上記(2)の措置をとること。

5 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

(1) 一般選抜（本検査又は追検査）において、「入学者選抜における特別措置実施申請書」（様式6）により申請し、受検上の措置を行うことが決まっている場合は、改めて受検上の特別措置を申請する必要はない。

(2) 新たに別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」（様式6）に配慮を必要とする内容等を記入し、様式9とともに、令和4年3月10日(木)午後4時までに志願先高等学校長に申請する。その他は、前記「第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請」の2, 3と同様とする。

#### 6 佐渡航路欠航による受検会場の変更

一般選抜（本検査）において、「佐渡航路欠航による受検会場変更届」（様式7）により申請している場合は、改めて受検会場変更を申請する必要はない。

#### 7 学力検査等

(1) 学力検査の実施教科は、全日制の課程、定時制の課程ともに、国語、数学、英語の3教科とする。ただし、定時制の課程において、令和4年4月1日現在で満20歳以上になる志願者は、希望すれば国語、数学、英語の3教科に代えて作文で受検することができる。

(2) 学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校とともに、新潟県教育委員会が作成した問題により、令和4年3月22日(火)、全県一斉に実施する。

(3) 学力検査の実施教科及び時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞取り検査を実施する。

期 日	時 間	検査等
3月22日（火）	9：15～ 9：30	受付
	9：30～ 9：55	受検上の注意・その他
	9：55～10：00	問題配付
	10：00～10：50	国語（50分）
	11：05～11：10	問題配付
	11：10～12：00	数学（50分）
	12：00～12：55	昼食・休憩
	12：55～13：00	問題配付
	13：00～13：50	英語（50分）

(4) 学力検査の配点は、各教科100点とする。

(5) 定時制の課程において、作文で受検する者の時間割は、高等学校長が別に定める。

(6) 学校独自検査を実施する学校、学科は別に公示する。当該検査の時間割は、実施する高等学校長が別に定める。

(7) 学力検査及びその他必要な検査は、この要項及び新潟県教育委員会（新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会）が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

#### 8 受検上の留意事項

前記「第11 受検上の留意事項」と同様とする。

#### 9 入学者の選抜方法

(1) 前記「第12 入学者の選抜方法」と同様とし、一般選抜の本検査、追検査及び欠員補充のための2次募集における選抜とは別に、入学者を選抜する。

(2) 特別追検査の学力検査の全教科を欠席した受検者は、選抜の対象としない。

#### 10 合格者の発表等

(1) 高等学校長は、令和4年3月23日(水)に、当該高等学校において合格者を発表す

る。

- (2) 高等学校長は、当該高等学校を受検し、特別追検査において不合格となった者で、受検者本人が受検票等の証明となるものを提示し、学力検査の結果の開示を口頭で請求した場合には、本人の学力検査における各教科の得点及び教科の合計得点を開示する。

なお、開示期間は合格発表の日から起算して1か月以内とする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

- (3) 中学校長は、やむを得ない事情等により入学を辞退する者が出た場合には、直ちに当該高等学校長に電話で報告するとともに文書（様式自由）で報告すること。

#### 11 特別追検査の追加募集

- (1) 特別追検査を受検して不合格であった者、又は特別追検査の受検対象となったが、前記「1 対象者」の(1)又は(2)の理由により特別追検査を受検できなかった者で、いずれの公立高等学校及び私立高等学校にも合格していない者を対象に、特別追検査の追加募集を行う。

- (2) 上記(1)に該当する受検者が受検できる高等学校は、令和4年3月24日(木)午前9時時点で欠員が生じている高等学校とし、受検できる高等学校の一覧を、令和4年3月24日(木)午後4時に新潟県教育委員会のホームページに公開する。

なお、この一覧は、特別追検査を受検して不合格であった者、又は特別追検査の受検対象となったが、前記「1 対象者」の(1)又は(2)の理由により特別追検査を受検できなかった者がいる場合のみ、公開する。

- (3) 中学校長は、特別追検査の追加募集による受検を希望する者が出た場合には、志願先高等学校長に、令和4年3月28日(月)正午までに電話で報告する。

- (4) 出願に必要な書類は、「入学願書」、「受検票」、「特別追検査の追加募集出願資格証明書（様式10）」及び「調査書」とする。「調査書」は、一般選抜本検査に出願したものと同一ものとする。ただし、特別追検査の受検対象となったが、前記「1 対象者」の(1)又は(2)の理由により特別追検査を受検できなかった者については、「入学願書」への新潟県収入証紙の貼付及び現金の添付は不要とする。

- (5) 出願手続については、前記「第3 出願」の5(2)、(3)及び(5)と同様とする。

- (6) 「入学願書」等の受付期間は、令和4年3月29日(火)午前9時から正午までとする。郵送の場合も、受付期間内に必着とする。ただし、やむを得ない事情により受付期間内に提出することができない場合は、中学校長から志願先高等学校長に電話で報告すること。

- (7) 志願先高等学校長は、出願書類により選抜を行う。

- (8) 合格発表は、令和4年3月30日(水)に行う。合格発表の時間及び発表方法については、志願先高等学校長が別途定める。

改訂前

#### **第15 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査**

新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定されたこと等により、一般選抜の本検査及び追検査を受検することができなかった者を対象とする特別追検査を、令和3年3月22日(月)に行う。

なお、詳細については、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会が別に定める。

## 海外帰国生徒等特別選抜の改訂点

- 14 p.27 V 海外帰国生徒等特別選抜「第10 検査等」3について、次のとおり改訂した。

### 改訂後

#### 3 特別追検査（一般選抜「特別追検査」の検査日に実施する検査）

##### (1) 対象者

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の1と同様とする。ただし、文中の「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

##### (2) 募集人数

若干人とする。

##### (3) 特別追検査を実施する会場

志願先高等学校とする。

##### (4) 受検手続

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の4と同様とする。

##### (5) 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の5と同様とする。ただし、文中の「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

##### (6) 佐渡航路欠航による受検会場の変更

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の6と同様とする。ただし、文中の「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

##### (7) 学力検査等

ア 令和4年3月22日(火)に、特別追検査を実施する学校において一斉に実施する。

イ 学力検査の検査教科等及び時間割は、前記「1 本検査（一般選抜（本検査）の検査日に実施する検査）」と同様とする。

ウ 検査問題については、本検査及び追検査の問題とは異なる問題とする。

エ 「その他の検査」を行う学校、学科は別に公示する。当該検査の時間割は、実施する高等学校長が別に定める。

オ 学力検査、面接及び作文その他必要な検査は、この要項及び新潟県教育委員会（新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会）が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

##### (8) 受検上の留意事項

前記Ⅲ一般選抜「第11 受検上の留意事項」と同様とする。

##### (9) 入学者の選抜方法

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の9と同様とする。ただし、文中の「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

##### (10) 合格者の発表等

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の10と同様とする。

##### (11) 特別追検査の追加募集

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」

の11と同様とする。ただし、文中の「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。また、出願に必要な書類は、「海外帰国生徒等特別選抜出願申請書」（様式12）の写しを加えたものとする。

改訂前

- 3 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査  
 新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定されたこと等により、一般選抜の検査日及び追検査日に実施する選抜を受検することができなかった者を対象とする特別追検査を、令和3年3月22日（月）に行う。  
 なお、詳細については、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会が別に定める。

**様式に関する改訂点**

- 15 p. 32 様式1 「調査書」について、次の項目を改訂又は削除した。  
 ・「一覧表番号」の欄を削除した。  
 ・「各教科の学習の記録」の欄の「観点」を改訂し、「教科 英語」を「教科 外国語」に変更し、「選択教科」を削除した。  
 ・「健康の状態に関する特記事項」の欄を削除した。  
 ・「特別活動等の記録」を「特別活動の記録」に変更し、欄から「部活動」及び「その他」を削除した。
- 16 成績一覧表（その1）及び（その2）を廃止した。
- 17 p. 38 様式特1 「特色化選抜入学願書及び特色化選抜受検票」における「検査日 当日朝の体温」の記入欄を削除し、保護者の押印及び中学校長の押印を廃止した。
- 18 p. 41 様式特2 「特色化選抜推薦書」における「推薦理由」を「活動状況」に変更し、「主な実績」の項目に「コンクール」を追加した。中学校長の押印を廃止した。
- 19 pp. 43-44 「特色化選抜推薦書」記入上の注意について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>3 主な実績  <u>この欄に記入する実績は、別に公示する「特色化選抜出願のための実績要件」に記載された以上の実績であり、中学校在学時の活動で該当するものを、上位大会の実績から、順に記入する。（略）</u>            (1) 大会名・コンクール・検定試験・地域や社会に関わる取組等            ア いわゆる「勝ち上がり方式」（例 トーナメント方式）の大会で<u>実績要件を満たす成績を収めた場合、この欄に記載する大会は、実績要件以上の大会をすべて記入すること。例えば、スポーツ活動において、志願先の学校、学科が「都道府県中学校総合体育大会に出場」の実績要件を設定している場合、個人またはチームが北信越中学校総合競技大会に出場したときは、記入例の</u></p>	<p>3 推薦理由            志願者の推薦理由や当該活動の状況について、簡条書きで簡潔に記入する。            4 主な実績  <u>中学校在学時の活動で関係する実績を、以下(1)～(4)を参考に、記入することができる。記入する場合には、必ず「5 添付書類」を添付すること。（略）</u>            (1) 大会名・検定試験・地域や社会に関わる取組等            ア いわゆる「勝ち上がり方式」（例 トーナメント方式）の大会で優れた成績を収めた場合、この欄に記載できる。例えば、スポーツ活動において、個人またはチームが北信越中学校総合競技大会に出場したときは、記入例のように新潟県中学校総合体育大会及び北信越中学校総合競技大会における実績を記載できる。            (略)</p>



<p>ように新潟県中学校総合体育大会及び北信越中学校総合競技大会における実績を記入する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>コンクール等の受賞等を記載する場合には、コンクールの正式名称を記入する。</u></p> <p>(2) 開催年月日等</p> <p>ア 各種大会及びコンテストについては、<u>実績要件に該当する成績を収めた当日の日付を記入する。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>コンクール等の受賞等を記載する場合には、受賞した日付を記入する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 種目・成績等</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>コンクール等の受賞等を記載する場合には、受賞した賞の正式名称を記入する。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 <u>活動状況</u>  <u>推薦する志願者の当該活動の状況について、簡条書きで簡潔に記入する。</u></p> <p>5 <u>添付書類</u></p> <p>(1) <u>(削除) 該当大会に出場した際の賞状の写し (A 4 判に縮小又は拡大すること。)、志願者が該当大会に出場したことや強化選手等であることを証明する都道府県中学校体育連盟会長名又は都道府県スポーツ協会(体育協会)加盟団体会長名による証明書(様式自由)又は該当大会のプログラムにおいて、志願者の氏名が記載されているページの写し(表紙の写しも添付すること。A 4 判に縮小又は拡大すること。)を添付すること。コンクール等の受賞等の場合には、<u>受賞した賞状の写しや、出品した研究作品等を添付すること。</u>(略)</u></p> <p>6 <u>音楽科志願者の推薦書</u> (略)</p> <p>(3) <u>「活動状況」については、中学校在学時の音楽科の特色化選抜に関連する活動状況を記入する。</u> (略)</p>	<p>(2) 開催年月日等</p> <p>ア 各種大会及びコンテストについては、<u>実績に係る成績を収めた当日の日付を記入する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 種目・成績等 (略)</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1) 「4 主な実績」欄に大会名を記載する場合には、<u>該当大会に出場した際の賞状の写し (A 4 判に縮小又は拡大すること。)、志願者が該当大会に出場したことや強化選手等であることを証明する都道府県中学校体育連盟会長名又は都道府県スポーツ協会(体育協会)加盟団体会長名による証明書(様式自由)又は該当大会のプログラムにおいて、志願者の氏名が記載されているページの写し(表紙の写しも添付すること。A 4 判に縮小又は拡大すること。)</u>を添付すること。(略)</p> <p>6 <u>音楽科志願者の推薦書</u> (略)</p>
---	--

- 20 p. 45 様式特 3 「特色化選抜結果通知書等受領申請書」における中学校長の押印を廃止した。
- 21 p. 46 様式特 4 「特色化選抜結果通知書等受領委任状兼受領書」における受領者の押印を廃止した。
- 22 p. 47 様式特 5 「特色化選抜結果通知書」における高等学校長の押印を廃止した。
- 23 p. 48 様式特 6 「特色化選抜合格内定通知書」における高等学校長の押印を廃止した。

24 **p. 49** 様式特7 「入学確約書」における保護者の押印及び中学校長の押印を廃止した。

25 「5段階評定の変動に関する理由書」を廃止した。

26 **p. 50** 様式2 「全日制及び定時制の課程の入学願書並びに受検票」における「検査日当日朝の体温」の記入欄を削除し、保護者の押印及び中学校長の押印を廃止した。

27 **p. 52** 様式2-② 「海外帰国生徒等特別選抜入学願書並びに受検票」における「検査日当日朝の体温」の記入欄を削除し、保護者の押印及び中学校長の押印を廃止した。

28 **p. 54** 「入学願書及び受験票作成上の注意」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
(1) 保護者(志願者が満20歳以上の場合は、志願者)は、必要事項を記入し、 <u>(削除)</u> 中学校長に提出すること。 なお、志願者が満20歳以上の場合は、保護者氏名と保護者現住所の記入 <u>(削除)</u> を必要としない。 <u>(削除)</u> (略) <u>(削除)</u>	(1) 保護者(志願者が満20歳以上の場合は、志願者)は、必要事項を記入し、押印の上、中学校長に提出すること。 なお、志願者が満20歳以上の場合は、保護者氏名と保護者住所の記入及び保護者印の押印を必要としない。ただし、その際、志願者が押印すること。 (略) (10) 検査日当日朝の体温を、所定の欄に記入すること。

29 **p. 56** 様式4 「志願変更願」における保護者の押印及び中学校長の押印を廃止した。

30 **p. 58** 様式4-② 「海外帰国生徒等特別選抜志願変更願」における保護者の押印及び中学校長の押印を廃止した。

31 **p. 60** 「志願変更願作成上の注意」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
◎ 作成上の注意(甲票) (略) (4) 志願者が満20歳以上の場合は、保護者現住所と保護者氏名の記入 <u>(削除)</u> を必要としない。 <u>(削除)</u> (略) ◎ 作成上の注意(乙票) (略) (7) 志願者が満20歳以上の場合は、保護者現住所と保護者氏名の記入 <u>(削除)</u> を必要としない。 <u>(削除)</u> (略)	◎ 作成上の注意(甲票) (略) (4) 志願者が満20歳以上の場合は、保護者住所と保護者氏名の記入及び保護者印の押印を必要としない。ただし、その際、志願者が押印すること。 (略) ◎ 作成上の注意(乙票) (略) (7) 志願者が満20歳以上の場合は、保護者住所と保護者氏名の記入及び保護者印の押印を必要としない。ただし、その際、志願者が押印すること。 (略)

32 **p. 61** 様式5 「新潟県高等学校出願申請書」における保護者の押印、中学校長の割印及び押印を廃止した。

- 33 **p. 63** 様式6 「入学者選抜における特別措置実施申請書」における中学校長の押印及び高等学校長の押印を廃止した。
- 34 **p. 64** 様式7 「佐渡航路欠航による受検会場変更届」における中学校長の押印を廃止した。
- 35 **p. 65** 様式8 「一般選抜（本検査）における欠席理由書及び追検査希望願」における「志願する高等学校」の欄を削除し、中学校長の押印を廃止した。
- 36 **p. 66** 様式8－② 「学校独自検査（追検査）における欠席理由書」における「志願する高等学校」の欄を削除し、中学校長の押印を廃止した。
- 37 **p. 67** 様式9 「一般選抜（本検査及び追検査）における欠席理由書及び特別追検査受検願」を追加した。
- 38 **p. 68** 様式10 「特別追検査の追加募集出願資格証明書」を追加した。
- 39 **p. 69** 様式11 「欠員補充のための2次募集出願資格証明書」における中学校長の押印を廃止した。
- 40 **p. 70** 様式12 「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」における保護者の押印及び中学校長の押印を廃止した。
- 41 **p. 72** 様式13 「身元引受人依頼・承諾書」における保護者の押印を廃止した。
- 42 **p. 73** 様式13－② 「身元引受人依頼・承諾書 海外帰国生徒等特別選抜用」における保護者の押印を廃止した。
- 43 **p. 74** 様式14 「通信制の課程の入学願書」における保護者の押印を廃止した。

#### その他の改訂点

- 44 **pp. 76** 付表1 「学科の一覧表」について、「高田高等学校安塚分校」に係る記載を削除した。
- 45 **pp. 79** 付表2 「新潟県公立高等学校所在地一覧」について、「高田高等学校安塚分校」に係る記載を削除した。
- 46 付表3 「令和3年度新潟県公立高等学校入学者選抜一般選抜学力検査の出題範囲から除く内容」を削除した。